

宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、宮崎市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第54条第1項第1号に規定する基準をいう。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 三 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。

(認定申請)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条1項又は第45条に基づき低炭素建築物新築等計画認定申請書（省令様式第五）又は、低炭素建築物新築等計画変更認定申請書（省令 様式第七）による申請書の正本及び副本各1通に、必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

2 法第54条2項の規定による申し出をしようとする者は、前項の申請書及び図書のほか、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第4条 市長は、前条第2項の申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画に基づく通知書（様式第1号）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(技術的審査の実施機関)

第5条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請を行う前に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める機関（以下「技術

的審査の実施機関」という。)において、認定基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

- 一 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
 - 二 一以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの。
- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、技術的審査の実施機関が認定基準に適合するものとして交付する書類(以下「技術的審査の実施機関交付書類」という。)の写しを申請書に添付するとともに技術的審査の実施機関交付書類の原本を市長に提示することができる。
- 3 前項の規定により添付する技術的審査の実施機関交付書類は、第1項の認定基準について、適合していることを証したものでなければならない。

(認定の申請に必要な図書)

- 第6条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、別表1認定申請に必要な図書(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。
- 2 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表2認定申請にあたって省略できる図書(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(軽微な変更)

- 第7条 省令第44条に規定する軽微な変更をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届(様式第2号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。
- 2 建築主は、省令第46条の2に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請しようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請書(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。
- 3 省令第46条の2の規定による証明は、認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書(別記様式第3号)により行うものとする。

(申請の取り下げ)

- 第8条 法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受ける前に当該認定に係る申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ届(様式第3号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第9条 低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式第4号)正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(認定する旨の通知)

第10条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合すると認められる場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書(省令様式第六)又は低炭素建築物新築等計画変更認定通知書(省令様式第八)により申請者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第11条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合しないと認められる場合は、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(審査の依頼)

第12条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請があった場合は、第5条の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、技術的審査の実施機関に委託することができる。

第13条 削除

(市長以外の者の指示による申請書等の補正)

第14条 第12条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(報告の徴収)

第 15 条 認定を受けたものは、認定に係る住宅の建築の工事を完了したときは、~~原則として~~認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第 6 号)に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第 7 号)に建築工事の受注者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書(様式第 8 号)等の必要図書を添えて、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

(改善命令)

第 16 条 法第 57 条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、認定低炭素建築物新築等計画の改善に関する命令書(様式第 9 号)により行うこととする。

(認定の取消し)

第 17 条 市長は、法第 58 条の規定による場合、又は第 9 条の申出書の提出があった場合であって低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すことを決定したときは、低炭素建築物新築等計画の認定取消に関する通知書(様式第 10 号)により認定を受けた者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1（認定申請に必要な図書：第6条第1項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第5条第1項の規定により技術的審査の実施機関において技術的審査を受けた場合	技術的審査の実施機関交付書類
(2)	規格化された形式の住宅で、外壁、窓等を通しての熱損失の防止性能について、その性能を国土交通大臣が認めた場合	当該基準に適合する旨の認定書等
(3)	日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級が等級3に該当する措置を講じた場合	住宅性能評価書又は住宅型式性能認定書
(4)	その他	認定の審査において必要と認める図書

別表2（認定申請にあたって省略できる図書：第6条第2項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	別表1の(2)において認定書等の写しを添付した場合	当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	別表1の(3)において評価書又は認定書の写しを添付した場合	当該評価書又は認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(様式 第1号)

低炭素建築物新築等計画に基づく通知書

年 月 日

建築主事 様

宮崎市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合も含む。)による申し出がありましたので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第4条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
- 3 申請者の住所及び氏名
- 4 通知する建築物の位置
- 5 低炭素建築物新築等計画の内容

(様式 第2号)

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所

氏 名

下記の低炭素建築物新築等計画の内容を変更したいので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 低炭素建築物新築等計画建築物の位置 宮崎県宮崎市
- 4 認定建築主の氏名
- 5 変更の内容
- 6 変更の内容が省令第44条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等
(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
【建築士事務所名】 (級) 建築士事務所 () 登録
第 号
所在地

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式第2号の2

認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

建築主 住所
氏名
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書の交付を申請したいので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第7条第2項の規定により申請します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出書の受付年月日
年 月 日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 (削除)
- 3 正副2部提出すること。
- 4 申請書の大きさはA4サイズとすること。

様式第 2 号の 3

認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書

第 年 月 日

様

宮崎市長

下記による申請書に記載の認定低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請年月日
年 月 日

(注) この証は、大切に保存しておいてください。

(様式 第3号)

低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ届

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

下記の低炭素建築物新築等計画の認定申請については、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定に関する要綱第8条の規定に基づき取り下げます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 低炭素建築物新築等計画の申請位置
宮崎県宮崎市
- 4 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

(様式 第4号)

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

宮崎市長 殿

申出者 住 所

氏 名

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、その認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、宮崎市認定低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき申し出ます。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 住宅の位置

宮崎県宮崎市

4 認定計画実施者の氏名

5 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

(様式 第5号)

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知

年 月 日

様

宮崎市長

下記の低炭素建築物新築等計画の申請については、下記の理由により、都市の低炭素の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表とする者は宮崎市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の申請年月日
- 2 低炭素建築物新築等計画の申請者の住所
- 3 低炭素建築物新築等計画の申請に係る建築物の位置
- 4 理由

(様式 第6号)

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所

氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第15条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 低炭素建築物新築等計画建築物の位置 宮崎県宮崎市
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築の工事が完了したことを確認した建築士等
() 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 登録
第 号
所在地
- 6 工事中の軽微な変更の内容
- 7 建築確認済証の交付を受けた日 年 月 日
- 8 建築確認済証の交付番号

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。
- 3 「6 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 工事監理報告書等、認定低炭素建築物新築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付して下さい。

(様式 第7号)

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第15条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 低炭素建築物新築等計画建築物の位置 宮崎県宮崎市
- 4 認定建築主の氏名
- 5 当該建築物の建築工事の請負契約の基づき建築物の建築工事を実施した施行者
施工者の名称
建築業の許可番号
主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. (削除)

(様式 第8号)

建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第15条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 発注者の氏名
- 3 建築工事の完了の日

(注意)

3. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. (削除)

(様式 第9号)

認定低炭素建築物新築等計画の改善に関する命令書

年 月 日

様

宮崎市長

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、認定低炭素建築物新築等計画に基づく改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表とする者は宮崎市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

(様式 第10号)

低炭素建築物新築等計画の認定取消に関する通知書

年 月 日

様

宮崎市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、宮崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第17条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表とする者は宮崎市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 理由